

滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和5年3月6日(月)午後3時から

2. 会議の場所 市役所東別館3階中会議室

3. 会議に付した議案等

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
申請人 ██████████ 外2件

議案第36号 滑川農業振興地域整備計画の変更について
申請人 滑川市長 水野 達夫

議案第37号 農用地利用集積計画の策定について
申請人 滑川市長 水野 達夫

報告第2号 農地参考賃借料の改定について

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

4. 委員の出欠

(出席農業委員・8名)

黒田 敏弘、澤田 博行、山田 義明、石原 忠則、石若 明道、福田 智、
新村 剛、長谷川 玲子

(出席推進委員・8名)

松井 滋樹、石倉 光男、浦田 英男、吉田 満夫、東川 一志、滝川 裕子、
加藤 清治、伊藤 久義

(欠席委員・0名)

5. 事務局(3名)

石井事務局長 村田主任 大竹主任

6. 会議の要旨

午後3時00分 開会

会 長 それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。
議事録署名委員に、石若 明道委員、福田 智委員を指名します。
これより議案審議に入ります。
議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件につ
いて、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案第35号1番について朗読及び説明)
申請地は、県道富山滑川魚津線に面する農地です。
申請地は、土地改良事業実施区域内の農地であることから、第1種農地
と判断されますが、既存地である譲受人の工場等敷地面積の2分の1を超
えない範囲での転用であり、既存地拡張として例外的に許可できるものと
考えられます。

転用理由は、駐車場敷地です。

譲受人である██████████は、昭和55年に自動車部品、電気部品の金属プ
レス加工及び溶接加工を主な事業として設立しました。近年、特に自動車
部品の加工需要が増加し、平成31年に敷地内に第2工場及び事務所を新築
して対応してきましたが、リフト運搬用のパレットと運送用トラック待機
所が不足し、路上駐車することもあり近隣に迷惑をかけている状況です。
既存敷地山側隣接地にも従業員及びトラック駐車場を借り受けていますが、
隙間が無いため車両の出入りに難儀しています。

今回、これらの問題を解消するため既存敷地海側に従業員駐車場6台、
トラック待機所5台及び車両回転場を整備するものです。

隣接地との境界は既にコンクリート施工されています。雨水は地下浸透
させ、余剰分は既存の隣接道路側溝へ放流します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

山田委員 3月2日、浦田推進委員と譲渡人及び譲受人のところへ行き、話を聞いて
きました。また現地も確認してきました。この場所はトラクター等の機
械が入りにくい場所であり、遊休農地化していました。この件に関しては
特に問題ないと思います。

浦田推進委員 山田委員と現地等確認に行ってきましたが、今ほど説明のあったとおり
で、特に問題ないと思います。

<p>会 長</p> <p>この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。 (各委員から「異議なし」の発言あり) それでは、この案件は県へ進達することといたします。</p>	<p>農地であることから、第3種農地と判断され、許可できるものと考えられます。 転用理由は、宅地分譲地です。 申請者は、■■■■で不動産業を営んでおり、滑川市での実績も多数あります。この度、滑川市内で分譲地を販売することを計画し、候補地を探していたところ、申請地が教育施設や商業施設に近く、生活環境に優れ適地と判断し、関係者の同意を得ることができたことから、2区画の分譲地として整備することとして今回申請されたものです。 隣接地との境界はコンクリート擁壁を設け、整地し、土砂の流出を防止します。雨水は、敷地内に新設する側溝を介し既存道路側溝へ放流します。汚水については、公共下水道に接続します。</p>
<p>会 長</p> <p>では、事務局次の説明をお願いします。</p>	<p>職務代理</p> <p>地区担当委員の補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p> <p>(議案第35号2番について朗読及び説明) 申請地は、市道菰原辰野線に面する農地です。 申請地は、用途地域内(第1種住居地域)の農地であることから、第3種農地と判断され、許可できるものと考えられます。 転用理由は、駐車場敷地です。 申請者は、申請地隣接地に居住しています。現在既存敷地を目いっぱい使用しており、自家用車を駐車する際、前面道路の幅員が狭く難儀しています。このことから、居住地に隣接する申請地及び宅地を自家用車3台分の駐車スペースとして整備することを計画し、申請されたものです。 今回の申請地及び宅地は全てコンクリート施工するため、土砂の流出は想定していません。雨水は、前面道路側溝へ放流します。</p>	<p>新村委員</p> <p>地図をご覧のとおり周りは宅地化しており、また、区画整理区域内であるため、転用に関して特に問題ないと思います。</p>
<p>会 長</p> <p>地区担当委員の補足説明をお願いします。</p>	<p>加藤推進委員</p> <p>同じく特に問題ないと思います。</p>
<p>石原委員</p> <p>先日、吉田推進委員と現地確認等してきました。この件に関しては特に問題ないと思います。</p>	<p>職務代理</p> <p>この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。 (各委員から「異議なし」の発言あり) それでは、この案件は県へ進達することといたします。 では、進行を会長へお返しします。</p>
<p>吉田推進委員</p> <p>現状は雑種地であり、面積も約5㎡と狭い農地であり、転用に関して特に問題ないと思います。</p>	<p>会 長</p> <p>続きまして、議案第36号 滑川農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>会 長</p> <p>この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。 (各委員から「異議なし」の発言あり) それでは、この案件は県へ進達することといたします。</p>	<p>事務局</p> <p>3ページをお願いします。滑川農業振興地域整備計画の変更(農用地区域からの除外)について、4ページのとおり滑川市長より農業委員会の意見を求められているものです。 5ページをお願いします。願出件数2件、3筆、除外面積978㎡です。除外願出地は1件目が■■■■■■■■■■、504㎡、除外後の用途は住宅敷地です。2件目は、■■■■■■■■■■外1筆、474㎡、除外後の用途は農家住宅敷地です。申請地の位置図は8ページと9ページのとおりです。</p>
<p>会 長</p> <p>次の案件の地区担当は私ですので、職務代理、進行をお願いします。</p>	
<p>職務代理</p> <p>では事務局、次の説明をお願いします。</p>	
<p>事務局</p> <p>(議案第35号3番について朗読及び説明) 申請地は、市道上小泉田中線に面する農地です。 申請地は、用途地域内(第2種中高層住居専用地域、近隣商業地域)の</p>	<p>会 長</p> <p>この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。 (各委員から「異議なし」の発言あり) それでは、異議なしということで、議案第36号については適正である旨、</p>

市長に答申することといたします。

会 長 続きまして、議案第 37 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 10 ページをお願いします。利用権設定に伴う議案になります。

11 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法の規定により、市が策定した農用地利用集積計画について、農業委員会の意見を求められているものです。

12 ページをお願いします。利用権設定状況、貸し手 47 件、借り手 21 件で、面積合計は 224,570 m²です。うち、貸し手 10 件が新規設定になります。詳細は、13～21 ページに記載のとおりです。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。

吉田推進委員 農地中間管理機構を活用するともらっていた、経営転換協力金はなくなったのか。

事務局 経営転換協力金については今もあります。令和 4 年度から地域に交付される地域集積協力金または集約化奨励金と一体的に取り組む場合のみ交付という条件が追加されたため、なかなか該当しなくなっています。また、経営転換協力金は令和 5 年度までとなっています。

吉田推進委員 今までは、協力金がもらえるから活用した人が多いが、それがもらえないとなると、農地中間管理機構を活用する人がいないのではないかと。活用するメリットが無いと思う。

事務局 協力金のほかに、固定資産税の軽減措置があります。

会 長 ほかにご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
ではこの件につきまして、原案どおり決定ということで市に通知します。

会 長 続きまして、報告第 2 号 農地参考賃借料の改定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 令和 5 年分の農地参考賃借料についてです。平成 21 年度の農地法改正に

より標準小作料制度が廃止され、料金設定に関して法令に基づく根拠は無くなりましたが、公平な料金の目安を示してほしいとの要望等もあり、引き続き改訂作業を行っているものです。

現在適用の農地参考賃借料は毎年改訂を行っていることから見直しを行うものです。

配布資料をご覧ください。県農業会議が示す金額により計算した結果、令和 5 年分については、次のとおりです。

基準数量 480 キロ 1,000 円で前年と変わらず、490 キロ 2,000 円、500 キロ 4,000 円、510 キロ 6,000 円で、前年比で各収量区分 1,000 円引き下げとなりました。地区区分について変更はありません。

令和 5 年分農地参考賃借料につきましては、印刷したものを、J A を通して各農家に配布し、また市広報 4 月号及び市ホームページにも掲載したいと思っております。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。

石原委員 この基準収量 500 キロというのは、J A が定める収量とは別なのですか。

事務局 別です。こちらの基準収量は農業共済などから示される収量を参考にしています。

吉田推進委員 この価格の設定は令和 4 年のものを基にしているのか。

事務局 富山県農業会議から示された令和 4 年分の数値を用いて設定しています。

吉田推進委員 令和 4 年は肥料や農薬、燃料も値上がりし厳しい状況だった。令和 5 年は経費が下がると思うが、令和 4 年の経費で計算されているとなると 1 年遅れとなっている。

事務局 来年お示しする令和 6 年分の金額については、さらに下がる可能性があります。

吉田推進委員 ほかの市町村はどうしているのか。

会 長 富山県農業会議から数字をいただいて計算しているものですので、だいたい同じだと思います。ただ特殊な地区については、各市町村で調整していると思います。また、参考賃借料を提示していないところもあります。

事務局 法的な根拠もないことから、県内の半数ほどが参考賃借料を示しており
ません。

会長 ほかにご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
では、この件に関しましては終了いたします。

その他

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

会長 これで、審議は終了しました。

午後 3 時 40 分 閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員